

## 令和8・9年度大分県工事競争入札参加資格審査申請要領(県外建設業者用)

### 1 審査基準日

令和8・9年度大分県工事競争入札参加資格審査申請における審査基準日は令和7年12月1日とする。

### 2 資格審査を申請できる者及び業種

次の(1)～(5)の要件を全て満たし、大分県外に建設業法上の主たる営業所を有する者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求(以下、「総合評定値請求」という。)を行い、総合評定値の通知(以下、「総合評定値通知」という。)を受けた業種について行うこととする。

- (1) 建設業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種。  
ただし、委任先を設定する場合には、建設業許可申請書別紙2(1)・(2)、又は変更届出書に記載された当該委任先が契約を締結できる業種の範囲内に限る。
- (2) 申請日現在において、原則、審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種(現に申請中の者を含む。)
- (3) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和39年大分県告示第481号)第8の1の(3)及び第8の2の(4)で定める暴力団関係者に該当しない者
- (4) 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

※ 総合評定値通知を現に申請中の者は、令和8年3月13日(金)までに総合評定値通知書を提出すること。期限に間に合わない場合は、令和7年度の当初の入札参加資格認定に間に合わないことがある。

### 3 申請の受付期間、申請書類の提出方法等

郵送申請

#### ① 受付期間

令和7年12月1日～令和8年1月31日 (当日消印有効)

※受付済みの返信はがき等を1月中に受けるよう希望する場合には、遅くとも令和8年1月9日(金)までには到着するよう申請をすること。ただし、書類の不足や不備があればこの限りではない。

#### ② 申請書類の提出方法

全ての申請書類は、書類送付・受取の有無が確認できるよう書留等の方法により郵送すること。  
なお、申請書類の県庁持参による受付は行わない。

書類の郵送先

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

大分県土木建築部公共工事入札管理室 県外建設業者担当 行

### 4 申請の様式

競争入札参加資格審査申請書類一覧(別表1)に掲げる書類

### 5 提出部数

正本1部 (ただし、副本を1部用意し控えとしておくこと。)

### 6 資格の有効期間

2年間 (令和10年3月31日まで)

## 7 注意事項

- (1) 一度申請した資格審査申請書類について、下記8の事由に該当する場合を除き、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。
- (2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。
  - ① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。
  - ② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
  - ③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
  - ① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。
  - ② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
  - ③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

## 8 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の一に該当するときは、速やかに大分県土木建築部 **公共工事入札管理室** に変更等の届出を郵送などにより行うこと。（届出様式は別添）

- (1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された者が次に該当した場合。
  - ① 個人の代表者が死亡したとき。
  - ② 法人が合併により消滅したとき。
  - ③ 法人が破産により解散したとき。
  - ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
  - ⑤ 建設業を廃業したとき。
- (2) 有資格業者が次の事項を変更したとき。
  - ① 本店及び委任先の所在地（市町村合併等により変更になる場合を含む。）
  - ② 商号又は名称
  - ③ 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
  - ④ 営業所の名称及び電話番号（FAX 番号を含む。）
  - ⑤ 被委任者職氏名

## 9 その他

(1) 格付け結果等の公表について  
公正な行政運営を図るため、資格の格付け結果並びに認定結果（入札参加資格一覧表）の公表を行なう。

- ① 公表場所      大分県情報センター  
                    各地区情報コーナー（振興局内）  
                    土木建築企画課建設業指導班  
                    各土木事務所  
                    大分県庁のホームページ（土木建築部 公共工事入札管理室）
- ② 公表方法      閲覧及び貸出  
                    （ただし、貸出は土木建築企画課建設業指導班及び各土木事務所のみ）

- (2) 競争入札参加資格審査申請書提出についての問合せ先  
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号  
大分県土木建築部公共工事入札管理室入札管理班  
TEL    097-506-4527  
FAX    097-506-1834

(3) 県内の市町村への申請は、個別に各市町村へ問い合わせを行うこと。

別表 1 競争入札参加資格審査申請書類一覧

| 様式                                                  | 注 意 事 項 等                                                                                                                                                          | 必須 | 該当者のみ |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|
| 1 <u>令和8・9年度</u> 入札参加資格審査申請提出書類表紙                   |                                                                                                                                                                    | ○  |       |
| 2 競争入札参加資格審査申請書(様式1)                                |                                                                                                                                                                    | ○  |       |
| 3 総合評定値通知書の写し                                       | ※審査基準日が <u>令和6年</u> 10月1日から <u>令和7年</u> 9月30日までのもの(申請要領2の(2)及び下記の注意事項参照のこと)<br>※ <u>申請中の場合は、「受付済み申請書の写し」を送付すること。</u>                                               | ○  |       |
| 4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し                          |                                                                                                                                                                    | ○  |       |
| 5 誓約書(様式2)                                          | ※暴力団等ではない旨の誓約書                                                                                                                                                     | ○  |       |
| 6 健康保険等の加入状況(様式3)                                   | ※様式3の記載要領1から9を参照のこと                                                                                                                                                | ○  |       |
| 7 営業所一覧表(様式4)                                       | ※建設業許可申請書別紙2(1)・(2)又は変更届出書の写しでも可                                                                                                                                   | ○  |       |
| 8 工事経歴書(様式5)<br>【直前2期分】                             | ※建設業法第11条による変更届(営業年度終了報告)の際使用した工事経歴書の写しでも可                                                                                                                         | ○  |       |
| 9 国税納税証明書(原本又は電子納税証明書(PDFファイル)を印刷したもの)<br>※原本の写しは不可 | ※未納がないことの証明とし <u>令和7年</u> 12月1日から <u>令和8年1月31日</u> までの証明日であること。<br>※国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2、その3の3のいずれかを選択のこと。<br>(申請者が法人である場合には法人税及び消費税、個人である場合には所得税及び消費税についての証明)    | ○  |       |
| 10 県税納税証明書(原本)又は県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書               | ※委任先が大分県内にある場合に限る。<br>※滞納がないことの証明とし <u>令和7年</u> 12月1日から <u>令和8年1月31日</u> までの証明日であること。<br>※納税証明書の添付を省略しようとする場合は、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出すること(「指定日(1/9)」までの申請に限る)。 |    | ○     |
| 11 舗装施工管理技術者資格者証の写し                                 | ※別紙のとおり                                                                                                                                                            |    | ○     |
| 12 委任状                                              | ※委任先を設ける場合のみ                                                                                                                                                       |    | ○     |
| 13 切手貼付済返信用封筒1通<br>(定形外[A4サイズ]の封筒、切手140円)           | ※入札参加資格通知書送付用(令和8年4月中に送付)<br>※あて先は委任先(委任先がなければ本社)にすること                                                                                                             | ○  |       |
| 14 切手貼付済返信用はがき1枚等<br>(切手85円)                        | ※受付されたことの確認を要する者のみ                                                                                                                                                 |    | ○     |

(注意事項)

- ※ 2の総合評定値通知書の写しについては、本申請を行おうとする際、当該通知書が未だ送付されていない者は、経営規模等評価申請書(20001 帳票)及び同別表工事種類別完成工事高表(20002 帳票)の写しを添付すること。  
ただし、経営事項審査庁の受付印があるものに限る。(受付印のあるものの写しの提出が間に合わない場合は別途相談すること。)
- なお、その場合、総合評定値通知書の写しは令和8年3月13日(金)までに提出すること。(郵送可) 同日までに提出できない場合は、資格の格付又は認定が遅れることがある。
- ※ 国税納税証明書は様式の間違が多いので注意すること。  
法人：第9号様式その3の3(法人税と消費税) 個人：第9号様式その3の2(所得税と消費税)